

問題1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 私的整理とは、法的整理が債務整理等の会社再建手続についてある特定の法律に基づいて裁判所の関与の下に行われることに対して、会社再建手続が特定の当事者間の合意に基づき行われることをいう。
- ② 債権者から金融支援を受ける手段の一つにリスケジュール(リスケ)がある。リスケとは、債権者に対する元本の返済スケジュールを、年間弁済額の減額や期日の先延ばし等により緩和することである。金融支援の初期段階で行われる手法だが、リスケが行われると、基本的には金融検査マニュアル上、債務者区分が要注意先に区分されることになる。
- ③ 債権者から金融支援を受ける手段の一つに債権放棄がある。債権放棄は弁済を受ける権利自体を放棄することであるため、安易には金融機関は応じない。しかし、企業自体に収益力が残っているが過去の損失等の理由による債務部分の返済・金利支払が足かせになっている場合などは、金融機関の債権放棄が企業再建の有効策になりえる場合もあるため、様々な観点からの経済合理性の有無が慎重に検討される必要がある。
- ④ 会社再建において債権者から金融支援を受ける手段の一つに、デット・エクイティ・スワップ(D E S)がある。債務を現物出資によって株式化する方法である。債権者側にとっては、株式の形で議決権を得ることで一定の権利を残すことが意図される。また、債務者側にとっては資本取引に該当するため課税関係が一切生じないことから有用な方法の一つといえる。
- ⑤ 債権者から金融支援を受ける手段の一つにデット・デット・スワップ(D D S)がある。金融機関等が保有する貸付金等の債権を契約の変更によって、劣後ローンなどの優先順位の低い債権に変更することをいう。金融機関にとっては、金融検査マニュアルの自己査定上一定要件を満たせば債務者の資本とみなすことができる。

問題2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 私的整理ガイドラインの適用における長所として、債権者側の債権放棄に伴う税務上の損金算入の問題がある。私的整理ガイドラインに則って策定された再建計画に基づき債権放棄が実施されると、原則として、債権放棄損も損金算入される。
- ② 諸般の事情により、特定調停手続を利用した方が、合意成立の可能性が高いと見込まれ、かつ出席対象債権者の大方が特定調停によるのが相当としている場合などに、特定調停手続と私的整理ガイドラインを併用することが考えられる。特定調停が成立したときは私的整理は終了するが、特定調停手続における調停委員会の斡旋の結果、合意成立の見込みとなったときは、私的整理を成立させた上で調停を取り下げるという運用もあり得る。
- ③ 私的整理では、債権放棄等をめぐる金融機関間の調整において、関係債権者全員の同意を得るのは容易ではないという問題があり、また、一部の企業において、安易に債権放棄が行われ、モラルハザードを招いているという批判があった。
- ④ 私的整理ガイドラインを活用する際には、再建計画に厳格な数値目標（一定期間内での債務超過解消や経常黒字転換）を盛り込むことや、債権放棄を受ける場合には、株主責任（減資による支配割合の減少又は喪失）及び経営者責任が原則的に認められることを考える必要がある。
- ⑤ 私的整理ガイドラインに基づく対象債権者は大口の金融機関等の主要債権者であって、全ての債権者が対象とされているわけではない。そのため当事者数を限定することができ、私的整理に関する債権者全員の同意がなくても再建計画を可決できるが、対象債権者の選別の段階から留意しないと後に紛争になる恐れがある。

問題3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 法的整理のデメリットは、手続きが煩雑な点である。会社更生法や民事再生法は多数散在する小口債権者にも配慮した制度であるため、公平性が重視されている。そのため、必要な手続も厳格かつ時間がかかってしまう。ただし、両法ともすべての債権者を手続下に拘束することができるため、調整が困難な債権者が多数存在する場合には向いている。
- ② 私的整理のメリットは、対象者を絞れることである。少数の債権者で債権の割合の大半を占めるような場合には、その債権者との交渉で実質的に決着がつくので私的整理のほうが向いている。しかし、資金繰り上、通常取引債務までもが弁済期日通り支払えないような状況ならば、当事者が増えるため私的整理には向いていない。
- ③ 私的整理があくまでも債権者の合意に基づく手続であることは、問題点にもなりうる。私的整理に同意しない債権者に対しては手続への参加を強要することはできない。そのため、逆に債務者会社の経営者や一部の債権者が、財産の隠匿・裏取引などの詐害行為や偏頗行為を企て、不適正な処理に陥りやすい。
- ④ 法的整理を利用するときのデメリットとして、会社更生法や民事再生法に対する世間の評価があげられる。日本では法的整理に対して、マイナスイメージが強いことから、法的整理を申請したという理由だけで顧客や取引先が離れていく風評被害がしやすいことに留意する必要がある。
- ⑤ 私的整理の問題点として、いわゆるメイン寄せが生じやすいことがあげられる。私的整理は複数債務者同士の個別交渉の場でもあるため、メインバンクなど主要な資金の貸し手がその監視責任を問われ他の債権者に比べて重い損失負担を求められる場合も多い。そのため主要債権者の協力を得られない場合には、私的整理は難しい。

問題4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 民事再生手続では、再生計画の執行は会社取締役が行うが、監督委員が選任されることが通常である。監督委員が選任された場合、別途指定される一定の行為については、監督委員の同意なしには取締役は業務を執行することができない。
- ② 民事再生法上、担保権については再生手続外で権利行使することができることとされている。そのため、再生手続開始の申し立て後であっても担保権は自由に権利行使されてしまうことから、事業継続に必要不可欠な資産に対して担保権が設定されている場合、強行に実行手続をとられてしまうとそれを防ぐ手段は存在していない。
- ③ 通常の再生債権については、やむを得ない理由がない限り債権の届出期間内の届出を失念してしまうと、原則として再生計画の認可決定の確定後免責対象となり失権してしまうので留意が必要である。
- ④ 再生計画案の可決のためには、議決権者の過半数かつ議決権総額の2分の1以上の同意が必要である。
- ⑤ 会社更生法が対象を株式会社のみとしているのに対し、民事再生法は対象が株式会社に限らず、個人や医療法人、学校法人でも利用可能である。

問題5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社更生法は、主に大規模な株式会社の再建を目的として制定され運用されてきたが、実際の経済社会に適合した機能的なものに改めることを目的として、平成14年12月に改正会社更生法が国会で可決成立した。この時の会社更生法改正の柱は、1) 手続の迅速化 2) 手続の合理化 3) 再建手法の強化 などである。
- ② 手続の迅速化の一つに可決要件の緩和がある。これは改正前の 1) 更生債権者の組では議決権総額の3分の2以上の同意 2) 更生担保権者の組では期限の猶予以外の方法による権利変更の場合、議決権総額の5分の4以上の同意から、それぞれ 1) 更生債権者の組では議決権総額の2分の1超 2) 更生担保権の組では議決権総額の4分の3以上の同意に緩和された。
- ③ 手続の迅速化の一つに包括的禁止命令の撤廃がある。改正前は、個別の中止命令によってでは更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で包括的禁止命令を発令することができたが、この規定が廃止された。
- ④ 手続の合理化の一つに管轄裁判所の緩和がある。更生事件における管轄は、原則として「更生会社の主たる営業所の所在地、外国に主たる営業所があるときは日本における主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するもの」とされていたが、改正によりいくつかの例外規定が定められ、原則規定にかかわらず東京地方裁判所および大阪地方裁判所に対する申立も可能となった。
- ⑤ 再建手法の強化の一つとして管財人の資格拡大がある。改正前は実務上旧経営陣は管財人に選任されない運用がなされていたが、改正により管財人は裁判所の役員責任等の査定の処分を受けるおそれがある者を選任することはできないものとするという規定により、経営責任のない従来の経営者は管財人になることが可能となった。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 大口債権者に銀行・保険会社などの金融機関の債権割合が高いと私的再建が選択されやすい傾向にある。また、私的再建において金融機関が債権放棄、金利減免など比較的負担の大きい再建計画に応じるかどうかの大きな要因の一つに担保付融資の割合がある。
- ② 公募社債残高が高ければ高いほど法的処理が選ばれる傾向があり、小口債権者の債権額が大きな割合を占めると、私的再建よりも法的処理が選ばれる傾向が強い。日本の場合には公募社債よりも企業間信用などの小口債権者が圧倒的に多いことにも留意すべきである。
- ③ 民事再生法は過剰債務企業の債務整理に利用される法的整理の基本手続としての運用が定着しつつあるがD I P型を採用しており、債務者企業の経営陣は、原則として再生手続開始申立て後も、会社の経営権（業務遂行権）と財産の管理処分権を維持しつつ事業再生への取り組みを継続することを認められているため、すでに関係者との間で自律的に進めていた事業再建計画を、裁判所が関与する再生手続の中で実現していくことが可能となる。
- ④ 債務者の財政状態が悪化している場合、金融機関にとっては、そのような債務者に対して安易に追加融資を行うことには回収不能のリスクの問題があるが、融資に際して、債務者からの債権額を超える担保の提供を受けていれば、当該リスクは回避できるため融資を実行することについては特段問題はない。
- ⑤ 債務者が民事再生手続又は会社更生手続の開始を申し立てた後に新規融資を行う場合には、既存の債権に比べて、優先的にその返済を受けることが可能となる。また、これら手続の申立て後において適法に行われた担保設定行為が、後から遡って取り消されることは考えがたい。このように、金融機関は、法制度上、債務者に対して、法的整理の申立て前に比べて低いリスクで融資を実行することが可能である。

問題7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社法においては、自社の「事業の全部又は重要な一部の譲渡」を行う場合、株主総会の特別決議が必要とされている。これは会社法上、自社の重要な財産の処分に前記特別決議が必要とされているのと同じく、事業譲渡が会社の将来に重大な影響を与える、すなわち株主の利益に直接的にかかわる行為だからである。
- ② 「事業の全部又は重要な一部の譲渡」の意義について、「一定の営業の目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部または重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に競業避止業務を負う結果を伴うものをいう。」との最高裁判例がある。
- ③ 事業譲渡は一般に売買契約による取引行為の一類型と考えられている。従って「事業の全部又は重要な一部の譲渡」を行う場合には厳密な手続きが法定されている一方、契約により一部の事業のみを譲渡対象とすることが可能である他、当然に権利や義務を承継するわけではないので、簿外債務を引き継ぐリスクは極めて小さいというメリットもある。
- ④ 独占禁止法においては、国内売上高合計額が200億円を超える会社（譲受会社）が、国内売上高が30億円を超える会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合や他の会社の事業の重要部分の譲受けをしようとする場合であって、当該譲受けの対象部分に係る国内売上高が30億円を超える場合等には公正取引委員会への届け出が必要とされている。
- ⑤ 独占禁止法においては、会社は事業等の譲受けの届出受理の日から30日を経過するまでは、事業等の譲受けをしてはならないとされている。一方、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、30日間の事業等の譲受けの禁止期間を短縮することができることになっている。

問題8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社合併の形態は、新設合併と吸収合併の2種類がある。吸収合併とは、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいい、新設合併とは2以上の会社がする合併であって合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。
- ② 企業再建の局面で合併が使われる場合とは、スポンサー企業が再建対象企業を合併する場合や、再建対象企業グループ内でのグループ再編の手段として用いられるのが一般的である。
- ③ 会社合併を行う場合には、通常株主総会の特別決議及び債権者保護手続が必要になるが、会社更生法下の更生計画に従う合併の場合は、両方とも必要ない。
- ④ 2社間の会社合併の場合には、合併当事会社のうちどちらか一方の会社の国内売上高合計額が200億円超でかつもう一方の会社の国内売上高合計額が50億円超の場合は、いわゆる親子会社や兄弟会社でない限り、公正取引委員会にあらかじめ合併に関する計画を提出する必要がある。
- ⑤ 会社合併の場合には、合併前の権利義務関係は、そのすべてが当然に合併後の会社に承継される。そのため合併前の会社が有している許認可についてはなんら追加手続を行う必要もなく合併後の会社に引き継がれ、また合併前の会社の労働者の地位(労働契約上の権利義務関係)も、合併後の会社に当然に承継される。

問題9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社分割とは、株式会社または合同会社が事業の全部又は一部を他の会社に包括的に承継させる組織再編行為である。これは会社法上の組織再編行為に該当することから、債権者保護手続きは必要となるものの、事業に関連する債権・債務を包括的に新会社又は既存の会社へ承継が可能となる。
- ② 略式組織再編とは、ある株式会社の総株主の議決権の90%以上を有して、当該会社を支配する会社（特別支配会社）が、その支配を受ける会社（被支配会社）との間で、組織再編行為を行う場合、被支配会社の株主総会決議を省略することを認める手続をいう。これは特別支配関係がある場合、たとえ、被支配会社の株主総会を開催したとしても、特別支配会社の意向どおりの結果となり、株主総会を開催する意味が乏しいからである。
- ③ 略式組織再編が可能なスキームに事業譲渡がある。具体的には事業譲受会社が、被支配会社である事業譲渡会社の事業の全部譲渡を受ける場合、事業譲渡会社の株主総会による承認は不要である。また、事業譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合は、簡易事業譲渡に該当するので、この場合も株主総会決議は不要である。
- ④ 略式組織再編が可能なスキームに会社分割がある。吸収または新設分割の当事会社の一方が特別支配会社であり、被支配会社が分割会社になる場合、あるいは、被支配会社が承継会社になる場合のいずれであっても、被支配会社の株主総会決議を省略することができる。但し、被支配会社が承継会社になる場合、当該会社が公開会社ではなく、分割会社に対して、承継会社の譲渡制限株式が交付されるときは、略式分割の手続をとることはできない。
- ⑤ 略式組織再編が可能なスキームに株式交換がある。株式交換の当事会社の一方が特別支配会社であり、被支配会社が完全子会社になる場合、あるいは被支配会社が完全親会社になる場合のいずれであっても、被支配会社の株主総会決議を省略することができる。但し1) 被支配会社が完全子会社になる場合は、当該会社が公開会社であつてかつ種類株式発行会社ではなく、その株主に対して譲渡制限株式が交付される時、あるいは、2) 被支配会社が完全親会社になる場合は、当該会社が公開会社ではなく、完全子会社の株主に対して完全親会社の譲渡制限株式が交付される時は、略式株式交換の手続をとることはできない。

問題10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 株式譲渡制限のある株式会社において、承認なく譲渡制限株式を取得した者からの承認請求については、株式会社はその承認を拒否することができる。しかし、承認を拒否した場合には、その譲渡制限株式を「会社が買い取る」または「指定買い取り人を指定する」決議をしなければならない。またこの場合には株主総会の特別決議が必要である。
- ② 会社法における「自己株式の消却」において、株式会社は、消却する自己株式の種類および数を決定（取締役会設置会社では、当該決定は取締役会の決議事項）して、自己株式を消却することができる。なお、株式の消却を行うためには、当該株式を取得したうえで消却を行う必要がある。
- ③ 株主権の主なものには、経営参加権、利益配当請求権、残余財産分配請求権などがある。このうち、経営参加権は共益権、利益配当請求権と残余財産分配請求権は自益権に属する。共益権とは、会社の経営に参加出来る権利のことであり、間接的に株主の利益になる権利である。また、自益権とは、会社から直接経済的利益を受けることができる権利である。
- ④ 個別契約上の制限（チェンジ・オブ・コントロール）とは、企業の主要株主の異動や、経営陣の交替の際に、取引先とのライセンス契約や代理店契約等の重要契約が終了したり、長期債務の即時返済が発生したりするような仕組を当該契約に盛り込んでおくことである。
- ⑤ 株式は、譲渡契約を締結し、株券発行会社の場合は、譲渡人から株券の交付を受けることにより取得することができる。ただし、譲渡する株式が譲渡制限株式の場合には、株主総会の特別決議（取締役会設置会社においては取締役会）において、譲渡が承認されなければ、譲渡人の株式の取得は会社に対し対抗できない。

問題1 1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社が資本金を増やすことを増資という。株式会社の増資には、新株を発行して株主から一定金額の払い込みを受ける有償増資と、払い込みを伴わない無償増資がある。有償増資の形態は、募集の範囲によって公募、株主割当、第三者割当等に分けられ、一方、無償増資の代表的な方法は株式分割である。また、転換社債（新株予約権付社債）の株式への転換（無償増資）やワラント債の新株引受権の行使（有償増資）も増資の一形態といえる。
- ② 会社が経営活動に必要な資金を調達する方法の代表的なものは、銀行等からの借入、社債の発行、株式の発行等である。うち株式発行による資金調達の場合は、株主からの経営に対する監視圧力が強まる一方、資金を返還する義務が一切ないので、会社にとっては長期の安定した資金調達の方法であるといえる。増資は具体的な資金使途に応じてなされるほか、取引先との関係強化や財務体質の強化等を目的として行われることもある。
- ③ 有償増資の形態の一つに公募増資がある。これは現在の株主や特定の第三者に限らず、広く一般の投資家を対象に株主を募集し、新株式の割り当てを受ける権利を与えて行う増資をいう。払込金額は時価より多少低めとなるのが一般的であるが、時価より特に有利な価格で発行する場合には、既存株主の利益の保護のため、株主総会でその理由を開示して、特別決議を経なければならない。
- ④ 有償増資の形態の一つに株主割当がある。これは新株式の割り当てを受ける権利を既存の株主に与えて行う増資である。株主はその持ち株数に応じて有償で新株式が割り当てられるが、割り当てを受けた株主に申し込み・払い込みを行う義務はなく、申し込みがなければ権利は失権する。新株式の払込金額は株式市場での時価とは関係なく設定され、一般的には既存株主の経済的利益を害することがないことから、時価より低い払込金額で発行されることが多い。
- ⑤ 有償増資の形態の一つに第三者割当増資がある。これは発行会社の従業員や親会社、業務提携の相手先、取引先、金融機関等、発行会社と関係のある特定の者に新株式の割り当てを受ける権利を与えて行う増資であり、特定の縁故者に割り当てることから「縁故割当増資」ともいう。払込金額は時価より多少割り引かれるのが一般的であるが、時価より特に有利な価格で発行する場合には、公募増資と同様株主総会でその理由を開示して、特別決議を経なければならない。

問題1 2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 産業競争力強化法では、我が国の経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に載せるため、「産業競争力」の強化に関する施策として「産業活動における新陳代謝」の活性化を促進するための措置を講じることとしており、その一環として事業再編の円滑化を図ることとしている。
- ② 産業競争力強化法における「事業再編計画」とは、1) 合併や事業の譲り受けなどの事業構造の変更を行いかつ、2) 新商品開発や生産・販売の効率化等の前向きな取組を行うことにより、計画の対象となる事業の生産性の相当程度の向上を目指す計画をさす。
- ③ 産業競争力強化法における「特定事業再編計画」とは、事業再編計画の中でも複数の事業者（同業・異業種を問わない）が経営資源を融合することで大きく成長を期待できる事業を有する場合に、1) 事業を自社から分離し、他社の事業と統合することで、2) 新たな需要を開拓し、事業の生産性の著しい向上を目指す計画をさす。
- ④ 産業競争力強化法においては、「事業再編計画」、「特定事業再編計画」のいずれも、生産性の向上に関しては、計画開始から3年以内に 1) 修正ROA 3%ポイント向上 2) 有形固定資産回転率 10%向上 3) 従業員1人当たり付加価値額 12%向上 のいずれかの指標の達成が見込まれることが求められている。
- ⑤ 産業競争力強化法においては、「事業再編計画」、「特定事業再編計画」のいずれも、財務の健全性に関しては、計画開始から3年以内に原則として、1) 実質負債がいわゆるキャッシュ・フローの10倍以内となること、2) 経常収入の額が経常支出の額より大きい値となることが求められている。

問題13)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 企業再建の初期段階で行われる手続として、法務デューデリジェンスがある。これは、対象企業あるいは事業について法的側面からの調査を行うことである。
- ② 企業では、実際はすべての活動において何らかの形で法律が関連しているといっても過言ではない。そのため、調査対象エリアは訴訟案件のような直接的な事項だけでなく、企業活動全般が該当しうることになる。
- ③ 法務デューデリジェンスの内容は、具体的には事業活動における法的リスクの調査、企業価値算定を行う上の法的事項に関連する増減要因の有無、事業再生スキーム立案に向けての障害事項についての調査などである。
- ④ デューデリジェンスは法務のみならず、ビジネスデューデリジェンス、会計・財務・税務デューデリジェンス、人事デューデリジェンスなどが同時進行で進められている。そのため、各デューデリジェンスの担当者間で情報を共有しあうことで、他のデューデリジェンスに有用な情報を与え、また自己のデューデリジェンスに見落としががないかを随時確認することが必要となる。
- ⑤ 企業再建においては、そもそも企業の事業活動継続自体が可能なかどうか、再生スキームの実行自体が可能なかどうかについて、法的側面のために全てが台無しになることも多く、企業再建手続全体を左右しかねない重要な調査項目である。そのため、法務デューデリジェンスについては調査期間は長ければ長いほど、また調査人数もかければかけるほど望ましい。

問題14)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会計上の資産として計上されない特許権や商標権などの知的財産権は法務・財務デューデリジェンスにおける対象となるが、会計上の価値が認められないので、その有効性や有効期限の確認、譲渡（売却）の金額や可能性についても検討する必要はない。
- ② 法務デューデリジェンスの目的は、「対象企業あるいは事業自体が持つ法的側面からのリスクを調査すること」、「事業再生スキームに係わる法的側面からの障害事由の有無を把握すること」、「事業再生スキームの成立・実行のために必要な手続を確認すること」の3つの目的に集約されると考えられる。
- ③ 不動産デューデリジェンスは目的や期間、予算、物件のタイプ等の要因によって、調査項目や調査範囲が異なることから、デューデリジェンスの目的と評価価値が持つ意味を理解した上で、実務に取り掛からなくてはならない。そのためには、投資リスクの把握、リスク軽減とリスク回避手段の案構築、適正投資価格の把握、投資効率の向上を踏まえた調査を行う必要がある。
- ④ 企業では、実際はすべての活動において何らかの形で法律が関連しているといっても過言ではない。そのため、法務デューデリジェンスの調査対象エリアは訴訟案件のような直接的な事項だけでなく、企業活動全般が該当しうることになる。
- ⑤ 環境デューデリジェンスとは、環境影響、汚染状況を入念に調査し、適正に評価することである。例えば、汚染土壌の売買の場合、土壌の汚染状況を知らずに購入すれば、買主が多大な負債を被ることとなる。それを回避するためには、買主側が、購入しようとする土地の汚染状態を事前に調査し、適正な価値を評価する必要がある。

問題15)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 中小企業の経営者による個人保証には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面があることが指摘されていた。
- ② このため平成25年12月、経営者保証に関する中小企業経営者及び金融機関による対応についての自主的かつ自律的な準則である「経営者保証に関するガイドライン」公表された。同ガイドラインは、保証契約時の対応のほか、保証債務の整理の際の対応として、1) 経営者の経営責任の在り方、2) 保証人の手元に残す資産の範囲についての考え方、3) 保証債務の一部履行後に残った保証債務の取扱いに関する考え方、等について規定している。
- ③ 同ガイドラインの適用条件の一つに、「保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者である（また特別の事情がある場合又はこれに準じる場合を含む）」があるが、この特別の事情には、経営者の健康上の理由のため事業承継予定者が保証人となる場合は含まれない。
- ④ 同ガイドラインにおける対象債権者の対応として、対象債権者は、「1) 停止条件又は解除条件付保証契約、2) ABL、3) 金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ること」とされている。
- ⑤ 同ガイドラインにおける「適切な保証金額の設定」として、対象債権者は、「保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定すること」とされている。

問題16)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 中小企業の場合は会社の債務に対して社長が連帯保証をしている場合も多く、債務の弁済が困難な場合、法人の破産手続と同時に社長個人の破産手続が申請されることが多い。この事情が企業再建を困難にしているとも言われている。
- ② 法人が破産決定しても個人破産の免責が不許可になる場合がある。不許可事由としては、特定の債権者に対する偏頗弁済のほか、破産手続に対する妨害行為も一般にこれに該当する。
- ③ 個人の破産については破産債権について免責される。法人の破産の場合は一定期間以上滞納している租税債権や給与債権などに弁済の優先順位があるが、個人の場合には免責制度がある。法人の優先順位のような債権による区別はなく、すべての債権が免責対象となっている。
- ④ 個人の破産の場合免責決定を得ることで経済的に再生の途につくこととなるが、官報への氏名の掲載、郵便物の破産管財人による閲覧、一部の保有資格の喪失や一定の職業への就業制限などの制約を受ける。
- ⑤ 東京地裁では、20万円を標準の予納金として個人の破産申し立てを行うことができる、いわゆる少額管財手続が実務として行われており、管財業務にかかる時間と費用の問題の解消が図られている。

問題17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 労働条件の変更は、労使対等の立場において合意され、また、就業の実態に応じて均衡を考慮し、仕事と生活の調和にも配慮しつつ行われるべきものである。労働条件を不利益に変更する方法としては、労働契約の変更のほか、就業規則または労働協約の変更が考えられる。
- ② 労働協約に有効期間がある場合には、有効期間中は、たとえ就業規則を不利益に変更したとしても、労働協約より不利益な労働条件を内容とした就業規則を適用できる。
- ③ 労働協約による労働条件の変更については、その変更が、労働条件の不利益変更であっても、原則として有効とされている。また、非組合員に対する労働協約の効力については、一般的拘束力により、有効とされているが、労働条件の不利益変更に著しく不合理と認められる場合には、非組合員に対する効力は否定される。
- ④ 労働組合が存在する会社で、労働協約上、労働条件が不利益に変更される場合には、原則として、労働協約により、それまで有利であった条件や労働契約は無効とされ、労働協約に定めた不利益な基準となる。
- ⑤ 労働者の自由な意思に基づいて、不利益変更について個別の同意を得ることができた場合においても、就業規則や賃金規定をそのままに放置した場合、労働契約上就業規則の定めが優先するため、同意が無効となることに留意が必要である。

問題18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 整理解雇は経営者側の都合により行われ、また会社のほうが労働者よりも強い立場にある。判例上は、整理解雇の有効性には厳格な要件が必要であると取り扱われており、例えば、人員削減自体の必要性、会社側の解雇を回避するための努力の程度、解雇対象者の人選の妥当性、労働者に対する説明責任が要求されている。
- ② 整理解雇・人員削減自体の必要性とは、人員削減をしなければ会社が倒産に至ってしまうという「倒産回避説」、今のうちに人員削減をしておかないと近い将来会社が危機的状況に陥る可能性があるという「経営不振打開説」、そして危機的状況は予測されないが、生産性向上のための「生産性向上説」の3つの側面から説明される。
- ③ 整理解雇回避のための努力とは、他の措置を何も講じずにいきなり人員整理に会社が走っていないかどうかポイントになる。たとえば、希望退職・早期退職の募集や配置転換、賃金引き下げやワークシェアリングの実施実績などが考えられるが、会社として整理解雇は極力避けてきたが、最後のどうしてもやむを得ない手段であったかどうか判断基準となる。
- ④ 整理解雇対象者の人選の妥当性とは、たとえば従業者に対しての労働力としての評価や労働者への生活の影響の程度などが判断基準として考えられる。ところが、整理解雇を行うというのは会社が危機的状況であることが多いので、緊急の場合は基準を設けずに整理解雇を推し進めることも可能である。
- ⑤ 労働者に対する説明責任については、整理解雇の必要性とその内容（規模、時期、方法）について納得を得る説明をしなければならないことをいう。また、労働協約に整理解雇についての諸条件を明記されている場合は、当然に被使用者と労働組合と協議をするべきである。

問題19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 労働契約承継法は、会社分割制度の導入に伴い、分割をした会社の権利義務が分割によって承継する会社又は新規に設立する会社に包括的に承継されることとなることを踏まえて、労働者保護の観点から、労働契約の承継等についての特例を定めるために制定された。
- ② 労働契約承継法は、会社分割に伴う労働契約の承継について、会社法の特例として、労働者や労働組合等への通知や協議、異議申出の手續、効力等を定めている。したがって会社分割を行う場合は、労働契約承継法の規定に従わなければならないが、合併及び事業譲渡の場合には適用されない。
- ③ 労働契約承継法において労働者は、1) 会社分割により承継される事業に主として従事する労働者の労働契約について、分割契約等の記載により、承継会社等に承継されないこととなっている場合、2) 分割会社に雇用される労働者で、会社分割により承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者の労働契約について、分割契約等の記載により、承継会社等に承継されることとなっている場合に承継会社等への労働契約承継に関して異議を申出ることができる。なお、この異議申出は分割会社に対し書面により行わなければならない。
- ④ 会社の分割は、分割される事業部門に従事する労働者のみならず、当該分割会社の全労働者に少なからず影響を与える。したがって、労働者保護の観点から、分割会社にその雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めることが義務付けられており、よって協議事項について必ず労働組合等の合意を得ること必要がある。
- ⑤ 労働組合等と協議しなければならない事項の例として、1) 会社分割をする背景及び理由、2) 効力発生日以降における分割会社及び承継会社等の債務の履行に関する事項、3) 会社分割に当たり、分割会社又は承継会社等と関係労働組合又は労働者との間に生じた労働関係上の問題を解決するための手續、などがあるがこれに限定されない。

問題20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 「RCC企業再生スキーム」の対象となる「私的再生」は、RCCが主要債権者である再生可能な債務者について、会社更生法や民事再生法などの法的再生手法によらず、金融債権者間の合意の下で事業の再生を行わせることにより事業収益から最大限の回収を図ることを意図して行われるものであり、すべての私的再生を対象とするものである。
- ② 「RCC企業再生スキーム」にしたがって行われる私的再生は、債権者の立場にたって行われるものであるため、事業を清算した場合の回収額よりも当該事業を再生継続させた場合の回収額が債権者にとって上回ると見込まれる場合にのみ、すなわち債権者にとって経済合理性が認められる場合にのみ行われるものである。
- ③ 「RCC企業再生スキーム」における私的再生を行うには、当該債務者自身の再生への意欲、自助努力が前提であり、また、債権者に債務の猶予や減免を求めるものである以上、経営責任及び株主責任の明確化が求められることはいうまでもないことである。
- ④ 「RCC企業再生スキーム」における私的再生は、その性格上債権者と債務者が共有した情報については、相互に厳正な守秘義務を負うものであるが、同時に、私的再生の過程における公正性、客観性、更には、関係者間の透明性、衡平性を確保するために、「RCC企業再生スキーム」を定めている。
- ⑤ 債務者からRCCに再生計画の提出があった場合は、「RCC企業再生スキーム」に定める基準に合致する再生計画であるかどうかを検証し、必要に応じて債務者と調整する。更に、判断の客観性を担保するため、調整後の再生計画を「企業再生検討委員会」に付議し、同委員会の審議結果を踏まえて、所要の修正を行う。